

川西町商工会からのお知らせ




奈良県最低賃金が改正され、本年10月5日から時間額837円
となります。


最低賃金制度は、労働者の労働条件の重要な役割を果たしておりますので、ご確認のほどよろしくお願ひします。

必ずチェック！最低賃金

<h3>奈良県最低賃金</h3>		時間額 837円 (令和元年10月5日発効)
(※1) 特定 最低 賃金	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 878円 (平成30年12月26日発効)
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 865円 (平成30年12月26日発効)
	奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 867円 (平成30年12月26日発効)
	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金 (※2) 時間額については、奈良県最低賃金が適用されます。	日額 6,527円 (平成元年1月25日発効)

- 奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ただし、特定の産業には特定最低賃金(※1)が定められており、両方の最低賃金が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- 最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- 月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

奈良労働局賃金室 0742-32-0206
 

川西町商工会 Tel44-0480